歌仙二葉抄

上

特別
イ 4
3163
66(1)

貴
14
3163
66(1)

歌仙二集抄序

歌道おとろへそこなはれ和歌の早振神の代より始まりて人の世となりてはくさいやしきとなりてはてはあそびのこころなりぬ寄るかたらひ詠じてはしげき歌ともいとづくしの風流水を添言葉もかいかくやとこゝろにかなへるハ古さ奇特他流にて九牛が一毛もまた行りきるてしこゝろ京師に遺遥せしより或人歌仙傳となんを古代平にあつめて五十言宿ゝ(つゝ)ねるものすること年月日をたゞしかの命をおぼゆるとおもしろくくりてこゝやしのうたを抜と奇特の心ばえをたゞしかばこれ歌人三十六人乃行つきて奇の心ばえをこゝろふ

くはしくこれをしるせり山の内の月よりはじめてせんとて
ゆるさねばいるみづからこの巻のとりあつめたる人
下愚なりしかども又幸にこれをうけて歌仙抄小
のをのをのをの

拾遺抄　深窓秘抄　歌仙なども数多撰しなされたる
云梅察大納言公任卿の小野宮の孫なれば家
させるなりけるとぞ世にいひつたへたるすみ
ものしり西洞院の東ト二町ばかりの南北に長き小堂念
ひろ長者といひ侍りしとぞ朗詠集に長
者にて撰じ給ふ朗詠集の序に云公任卿の定家卿
ずき給書にて初撰人才人きらしとぞ

來由

歌仙を勅撰ふるに撰者にまゐる公任卿撰にて
定家卿百人一首をもて同じ類也袋紙に云朗詠江注云四条大
納言六条宮貞平親王小倉院田貫之八歌仙也宮云是歟実書秀哥
十首後日被合八首八人九勝一首貫之勝ニ此奇特云々

夏の部を始めとして十巻八部に分ちたるものなり
自此事起三十六人撰出来歌仙と云云草紙或人云百人一首八
歌を撰て人丸かきたる歌仙と歌云あるもかきそで
人と撰ると云りと云ふ説ども紙草紙云伴々撰有不
審所謂深養父元方千里定文等不入之此人々豈劣賴基仲文
元真等之類乎云是とものくらべ人と撰るとの創
説も張て用ひるとぞ也歌仙人竹取後新歌人の書人の
中も数多して此三十六首ばかりきるあるとかくてよるすみ
世に人の筆く書なせしを用ひく中にもおしくきるん
ものなり余は繁きとしるくしるく書とて

歌仙の二字

歌釋名云人聲曰歌歌ハ柯也以聲吟咏如草木

之有柯葉也ト云云 古今ノ序ニやまとうたは人の心をたねとしてよろづのことの葉とぞなれりけるとあるを歌をうたふといふ意
今も榊葉裏門會ニ御哥とハ榊葉ニつけてうたふ神樂歌 羅
馬樂 朗詠等濫觴なるべしと也 仙ハ泉の字也百葉
ナリ十七大伴宿祢池主三月五日 巻守大伴宿祢家持書
曰不遺下賤頻惠德音英雲星氣遠調過人智水
仁山既韞琳琅之光彩潘江陸海自坐詩書之席
廟騁思非常託情有理七步成章數篇滿紙
巧遣愁人之重患能除戀者之積思山樓歌泉比此
如蔑影龍筆海粲然得者矣方知僕之有幸也敬
和歌ト云云 書中ニ山樓歌泉ト云ル山邊赤人樓ハ柿本
人丸也歌泉ハ名家ニ出テ泉ニハ雨雅云ク水

本曰源ト源ヲ曰泉ト云云 然ハ泉ハ源ニ云ヘテ歌泉ト云ヘケハ歌
ノ源根ナリ 云云 古今ノ序ニ有山邊赤
人者並和哥ノ仙也ト云云 泉ノ字ヲ仙ト書ク云名序ニ
歌仙ノ文字ヲ用ヒ給ヒタルトアルヤウ 仙ハ
釋名ニ老而不死曰仙ト仙ハ遷也 遷入山也故制字人傍
山ニ云云 老而不死ヲ曰仙ト云ヘレハ人ハ老ヲ歌スルヲ歌
歌ノ長ト云ル歌ヲ敬スルヲ歌仙ト云ヘリ 歌仙ト書ルモ仙ノ字ヲ
ト訓ヒルハ此ヲ知ルヘシ 仙ノ異名也ト云ヘリ仙ヒジリヨミヒジリ
中例ヒ聖人ハ和ノ世ニ能ク知ル也ハ一切ノ和ヲ知ルヲ聖ト
極ル歌仙ト書ク歌ノヒジリト訓ヒルヲ者道ヲ知テ
ヒジリヲ極ル也又ヒジリヲ云 河ハ月ヲ知ルヲ云云 口決
三十六ノ數 左右

久任卿三十六人と定めるひし事ハ深き旨ありて或説に云古
今の序に歌之六人と出れ所謂 遍照 業平 康秀 喜撰
小町 黒主也 是と世に若く六歌仙と称と云人よりもしく
六人の数と六に合せ六六三十六と定め集めるものい歟も
あれど是ハ別に秘伝ありけの事なれば神代巻に曰
伊弉諾尊 伊弉冊尊 立於天浮橋之上共計曰 底下豈
無國歟 迺以天之瓊矛 指下而探之 是獲滄溟 其矛鋒
滴瀝潮凝成一島 名之曰磤馭盧島 二神 於是降居彼
島 因欲共為夫婦 産生洲國 便以磤馭盧島為國中
之柱 而陽神左旋 陰神右旋 分巡國柱 同會一面 時
陰神先唱曰 憙哉遇可美少男焉 陽神不悅曰 吾是
男子 理當先唱 如何婦人反先言乎 事既不祥 宜

以改旋 於是二神部更相遇 是行也陽神先唱曰 憙哉遇可
美少女焉云云 右よりいつる三十六人とハ伊弉諾尊 伊弉冊尊
國の柱とめぐりのひく あるう 柱しもあやうしもやうしもあひ
あるうれしくあるやうもあひあるうと唱へあるう神代
歌の最初なれ古今序ハ細注よりと天の浮橋の之上
此神雷神とうりあるう事をいつる事なるうと陰神の御言
葉うち八字陽神の御言葉ふうち八字二神の詞を合せ三十
六歌と云所ハ歌なり是とをぐらの三十六歌仙と云仙撰をれ
し事也 和漢有器に又拾芥抄よハ右の和歌の三十六人と云
と出せり是ハ歌仙よ別ひく 堪能の人と三十六人すうたる歌
三十六歌仙と左右へ別けるる事ハ右よりいつる以磤馭盧島為國中
之柱而陽神左旋 陰神右旋 分巡國柱 同會一面 とあり

先とするなり歌仙と右方（ひだりかた）也はかはるべきなり左右を分て勝方と云べし
左方を則陰陽也又歌合せるゆゑも左右と分て勝方と云べし
右衛門督なるゆゑに歌仙をおほせつけられるゆゑあるべし哥仙
ゆゑに人麿を人丸と云義なるべし

柿本人麿　左

歌仙傳に先祖不見云々又云々件人就年々除目叙位等に其の
昇進無所見云々歌仙傳ハ官位の昇進年月を記せるこゝろなるゆゑ
然ハ人丸なるゆゑ詳故よ愚意のごとくなる也柿下ハ姓氏録
天足彦國押人命之後也敏達天皇の御世依家門有稀樹烏
柿本臣の氏と云々天足彦國押人の命ハ日本紀に見えたる古事
紀ハ天押帶日子命と人皇第六孝照天皇第一の皇子也柿

本ハ此子孫也元ハ柿本の臣と天武天皇の十二年に為
大三輪君等の五十二氏と姓を賜ひしこゝろ也
柿本氏の人麿ハ日本紀続日本紀に見えたる天武の時
柿本猨朝臣と云ひしもの也柿本氏の人丸ハ半ば
人丸ハ此新撰姓氏録に見えたる
異説まちまちなり先人皇四十代天武天皇に仕へ出家すると又
持統天皇文武天皇の時にも人丸也現に元明元正聖武に
至て五代の帝に仕へたる中すべて草紙人丸の勅定の奥に
人麿ハ聖武之臣万葉者同帝之撰歟と云々是も分明なる
又万葉第一に見へたる持統文武の両朝のこゝろ柿本人丸の
哥に人くさの万葉第二に石見の妻と別れ難く都へ
上り又第二の奥に石見の国に死する時自ら傷て作る

歌あり是も持統の御おくの作り文武の御まよりなんまて死せられ
しやうまいなれと御代と年月をへさるはいとをかしうなりすと
大学頭敦光の後に大夫姓柿本名人丸蓋上世之歌人也仕持統
文武之聖朝遇新田高市之皇子吉野山之春風従仙駕而献
壽明石浦之秋霧思扁舟而瀝詞誠是六義之秀逸万代之
美談者歟ト云云下畧是ハ持統文武と書たり御とも万葉
と書あるは天武の朝に柿本の人麿と号いつる文元正天皇の
御人丸の歌殿ゝ万葉集中の七夕の歌九十八首あり中よ
御三十八首まゝ右柿本人麿の歌集ヨリ書りこと十
八首抜出

天漢　安川原　定而神競者磨待無

此年ノ九月ノ注云ク此歌一首ハ庚辰ノ年沈之ト云ヘ此度

辛巳天武天皇の白鳳九年よりはるかに御柿本人丸
あるしとなくまり又万葉集中三雜歌天皇御遊雷岳時作歌一首
柿本朝臣人麿とありて

皇者神二四座者天雲之雷之上尓廬為流鴨

季吟ノ万葉の拾穂抄に天皇とかゝるを元正天皇と記せるのこと
を流授なし是を考るに万葉集中二の巻より柿本人丸臨死時
乃分ノ後より二首歌ありて次に寧楽宮和銅四年乃年あり
是元明天皇の御の御なりこの歌二首あるまゝ次に霊亀元年乃年
あり是ハ元正帝乃御の年号也中二の巻に霊亀元年乃歌
及び年二三首まて続りて中三乃巻の初に天皇御遊雷岳時作歌
ゆゝく人丸乃奇あり此天皇元正ならんハ天皇とぞ云ふ人
まるさぞ此言乃御宮天皇御遊雷岳と書あるまゝ

して天皇とゝなりたまふ故に元正帝と改せらるゝ事一ゝ也高
市岡本宮御宇登香具山望國御歌一首天皇御製として
次きの歌人詞書に天皇遊猟内野に時間人退老の哥あり此内野
の宮の御宇ともなく唯天皇遊猟内野とのみ有せり高市岡
本宮八御宇とゝ舒明天皇也遊猟内野哥も舒明天皇なり又
書一ゝ近江大津の宮御宇額田王の哥あり大津宮ハ天智天皇
の時也こゝに又額田王の歌并戸王の歌あるゆゑ歌
頭田王の哥の前書に云天皇遊猟蒲生野に時作歌あり此天皇と
あるハ同大和帝紀也是等の業格とりもくあるゆゑ御遊
雷岳とある天皇ハ元正帝とゝなりて元正ハ文武の後を文武四十六代
元明四十七代元正四十八代聖武四十九代とゝなりて元正の時人丸の哥あるとゝなれ
ばハ文武の時なるべしとて除死の説と日書也 巻第一紙に云如

万葉人丸始自天武至文武御代家集至存謙ト云天武より巻第
一ゝ八天武代持統代文武元明元正聖武存謙代と次きて巻第
二ゝ元正より三代目の帝也天武より年数と巻尾なるゆゑ天武在位
十四年持統在位十年文武在位十一年合三十六年なり元
元明在位八年元正在位九年此四代を加へて五十三年なり又巻
第二在位二十四年巻第在位十年以上合百八十八年の年数也
是ゆゑ人丸出生の位八年齢を加へて凡百歳より少し余の年数に
なるべし年数をもて考れハ天武より文武までとゝ又ハ天武より
元正までとゝなるべし巻第ハ一ゝ家集年数
なしとして難信用万葉文武の末と始しきる人丸死もし
附ハ年ハ元正の頃雷岳の哥とハ人丸の哥と万葉
人丸とあやまりて書たるゝ万葉第二遊吉野時御歌一首

弘仁皇子と行りて

激りうへのみやねはかよはるやこの常よりうんとわが世をうくる

一云みうしのうへのみやねの少はこの常よりあうんとわが世をうくる

等しよりて注此一首出柿本人麿集とうたの類まわ万葉ハ引

新万葉ハ歌也人丸の哥万葉第七より第十四まで雑歌末詠奇

ぶもよまれ〻ぶ様なる物なり古代の事知れがたいふしてもこの

ごとくに大学院教光の頃ハ仕持統文武之御朝と書れ又紙

革紙ハ人丸ハ自天武とあるこ是又万葉ハも文武の朝の歌とおぼ

しきよ所をハ時ハ哥ハ人丸ハ前後をくしき説を接て此代ハ

天武ハ朝より文武ハ御代まてのの人とうて可考〻し又古今集ハ

序にいふしへらかく結ぶるうらめもりうらの御時ちそびろまたよ

るかのはるの人世も歌ハ少とあるしめしまりうんかのはるの御

小野の小町ハ人丸なん哥ハ歌ハ人丸ハ

寛平の御時ハ中ハ三代元明天皇より第九代光仁天皇まで七代ハ哥

平城より新しの上古今ハ人丸序に平城天子詔侍臣令撰万葉

集ト云云或説ハ平城天子ハ五十一代平城天皇ハ事と云と

いふ説ハ成ハ人丸ハ同帝ハ御世よりしと古今ハ

序のかりもさあハうとうり又万葉集ハ同帝ハ時撰ぜられと

ハ西御撰ハ紙革紙ハ万葉の仮名抄ハ出ハ歌文を引て

ハ聖武帝ハ人丸ハ聖武帝とかすとあるせり又万葉ハ文武の朝と

ハ新しきハ柿本人丸ハ聖武帝の哥あり文武ハ朝より平城天皇まで

時代十代年数百十二年後の聖武天武ハ朝より人丸ハ新しくしてあるべ

られハ天武天皇ハ朝より人丸ハ時代二代年数百二十八年也紙革紙ハ

人丸ハ雖及大同朝平城天皇事奏しくあるせり人丸ハ新しのあるの也

しても平城天皇の御代に九世孫にあたる古今の序に奈良の
帝と云ハ聚らくハ文武帝の事なるべし定家卿なども文武の帝と云ハ
文武帝の御ことにしてかの秘抄奈良の帝と云るハ文武帝にす
ると云ハ古きことと云説と同しかさるをまた後代又ハ着しすべいつ
説と同し奈良の都一代おなれハ准じて云るべき也古今是
秘抄也とハ云り乗すると若しまた又ハ作代なるべハ前をさす説なるべ
奈良ならぬ事をさすと説也説ならぬと云さるなりこの説いとく
又四説と後撰意の一説しらんのなる
分ハ多くなるこの都と成うしと意しさるのみもふりかり
是古今と云ものと云ものと云説と用ひし説也と和歌と古今集等の
の都とも又ふるき都なるべしとハ云て古き事
この義と説なるべ よしもなく古今の序なるべ
ちりよるとなるとなる説代なるべひろまりよるとなるとなれハ文武
帝の御説ハなるべとなれも雖なるべ平城天子紹待臣令撰萬
葉集と云なるべ聖武の御事と云てもなるべとハ古きことと云説也と云べ
なれハ事なるべ此の事なるべ云るべも難なるべ文武ハ平城の都御一代
おなて藤原の宮也なるべハ都しなるべ文武の御代なるべ元明
天皇元年より元仁まて七代なるべ都しのなるべ元明ハ文武の御母也
ハ都を遷なるべ時代也御母帝なるべ奈良なる都し
なるべ也御子なるべ文武帝と准じてなるべの帝と十なる也御代へ
百余年なる文武の事なる人九百年なる説の分なるべ叶て
八位階人事古今の序なるべ序也なるべ序なるべ事云序
なるべ光仁柳本大夫なるべ事なるべ地なるべ
通説也序なるべ日大きなる相違なるべ忠岑なるべ忠岑なるべ人

者きそ人丸しそたう拝しられ者いしるべくことの部と天津
元まうべきこと云ひけくこと云しまいしもなべくこと行れハ正三位ハそ
ハ又ハ人丸と云ハ歌聖の後世も大夫と書れ侍り御くハ五位なるべ
くハ歌のひじり なる世人たつとくて正三位ハ人丸ハ正三位ハ
ものの名ハ名ハ奏聞なしといへども面白の方ハ歌ハ異なるべ
き事 西之位ハ人丸ハ和歌ハ優異すべ北面親房の古今の序位ハ人丸西之位と
云ふ者より歌聖と云卿補任なるとふも不覚之故なり是ハあるべきハ
雖然上古の補任ハ位ハ位と云ハ歌ハ人丸と云ハ歌聖と云云是ハ
房ハ後世現任ハ面官のみと云歌位ハ無官ハ人と云官と歌
て位ハ人丸ハ歌聖ハ人丸の深さ有り事 繁さよりて異
なるべくとあり人丸の彩芳ハ落かられゆく無とし侍り
一 古今ハ羇旅ハ部ハ入事り古今ハ一紙ハ人丸ハ称嘆せし歌

大和ハ公位ハ并ハ解ハ歌ハ三并まで五文ハ人丸ハ歌ハ玄
物ハ和歌ハ九品ハ古今此哥ハ書ハ歌ハ人のいろくハ
古今ハ哥ハ書ハ歌ハ人のいろくハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ
ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ歌ハ人丸ハ

とあるしとほくゆる雲もくもくれば

ほのぼのとあるしの浦とうみをへだてゝいつる舟おもほ　頃

ほのぼのとあるしの浦とうみをへだてゝいつる舟おもほ　重之

海のくもとわゝしとハいひうけの河あり　或抄ニかゝくと明石浦の湖雲よ

潮出しるるの浦かゝれ沼づゝ今いつくるゆくらんとおぼめやりて歌よ母人

ことなりとまた又図抄ニ書之海路の歌よ此集よ入ようすれとも歌ぬ雲とハ

きゝゝえ人乃海路よりこゝ出くゆ所をとるうゑをとりてうゑるとえ

えりとも　古人見と雖して書ぬれハ撰者乃心よかゝるかをとゝ歌ハ此

平安乃羇旅ニ乃部よ入ようりの石の浦ゝり金石乃あと歌ようし聽見乃

歌ようしハ羇旅の部ハ入ようすして雖乃部よハ入ようるも也羇旅の部よ入

ゆれ共ようの歌のやうに載ようのうし無ようと雖ぬ歌とえとゝうり

平見とをよよ歌のうし無乃ようとゝうゝ人丸の乃万葉ようと

あまさかるひなの人ゝ海路と清うれハ明石ゝ浦ゝ月乃やゝ出ぬる

（十二

けり平新古今羇旅の部よ入れりかゝ雲ハ歌のうし無乃ようとゝ

ゆゝ西行ゝ明石のゝ乃ハ一首乃外歌をし無乃ようとゝ月乃

古今乃歌の部よ入ようして我がのうし無乃ようとゝ月乃

ようゝ歌よりむきし明石乃浦よ歌為して為の所方

よ流ゝ海路とゝるうよ入ようりてゝあるゝ面白き也羇旅乃部よ入

ゝ聽見の平ゝるまじきあゝ則古今羇旅の部乃一乃平安時

代乃天人ゝゝ海路乃中ハ入ようしゝ月乃

ようとゝ為る歌也見ゝ中ゝ明石乃浦よゝ

うし書ゝて海かゝれ形無ゆくゝ明石乃浦よゝ

海かゝれ形無乃ようとゝ或抄或人明石

製沖ゝ古今乃余材抄よ引明石乃沖よゝ海路と引明石乃沖よゝ海路と

ゐなどもてしたりてさこしまみるほし淡路もれう淡路くらんの淡路郡しまをと
くらりくるゆゝよ淡路とさく契沖が云明石の浦ハ淡路の岩屋と二里ま
ゆるを岩屋のかう淡路ハ淡路なりそのあらひの海ゆかよ一里ばかりゆて
さくよひしりの小淡あるものゆし淡路つゆされる淡しくハ淡路ハ
くるうか西南の方より淡路ハ播磨の揖保(イボ)の郡まて淡路の西海とハ九
里よりゆくゆくれといふ小淡ハ三ゆくうか青うしくいとをゆかくれん
ゆハ雜景の目よりゆくすハくゆべくゆくれハ淡路もいまさうく級あくうを
みどしして推量してやさうれくるまやとを云葉よ嶋かくれの淡ハ淡路淡
ハ義也明石の浦のかう淡あるゆしのさくを淡ゆくゆ義也沖中抄よ
いくく淡路云あくゆくあしの浦ゆそいゆもべくれ武人の云淡路
ハ淡ゆくゆて一出也淡かくれ淡ゆ淡ゆくゆ淡ゆくゆ淡ゆ淡ゆ淡ゆ淡
沖中抄ゆくゆれしゆ淡ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆ淡ハ一國ハ淡ゆくゆて淡ゆ

てしもまゆしき淡ゆし或ハ淡の武れゆゆ里を淡路や高砂ハ淡又ハ
ゆるゆゆしゆゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆ
ゆふとゆちゆゆ一國ゆ淡ゆ淡ゆ淡又ハ淡ゆ淡ゆ淡ゆ淡ゆ淡ゆ淡ハ
ちゆくゆゆれゆゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆ
知ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
淡ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
諸伊勢冊の尊國ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
淵ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
淡ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

夕ぎりの中に月の入りて後せハ右の和歌に出る月の
山の方ゝの方角大きよりやまの明石と淡路とハ南北ハ四合せ
て六里月の歌も方角のもとより遠き所なる故月ハ四時に出や
からりの月と大やうに東より出る也南より出る事ハ
あるも大概東より月出るとも先方角の遠く山の陰より
出へし御れども大きなる方角にて一首よりみ合せる例に
毎御れども是ハ実に遠正しく月の出るとなるらしき所なる
神ハ淡路絵に出る歌へ引ハ是ハ実ハかゝる故明石より淡路とも
淡路のとより引ども御れハ是ハ引るなり

内大臣

新千載旅

ゆうし淡路の和歌を入てざりきかさ墨ゆ〻しき旅のあみさま

土御門院

かくのごとく明石より淡路とも合ハせる御れハ和のくのおもかまさま
きく事ゝ同しく人丸の方角ハ淡路とも合ハせる　紀文

しそ切りふしハ情ひとしつるあゝびし八物語りてあゞ紀とぞ云ふ

○十二

神代

万葉十二　巻日ゆくこゝ巻乃ゆゑ乃ゆゑ乃ゆゑ

古今

唐衣きつゝなれにしつましをもとるとふ者をとゝ世りし

ある物ゝ山おの下の小文武乃清ゆる市をゆ十九ゆて花しのゆふ三月

と御せるとゆりさもや清ゝ人東宮ハ者ゝひゝ者ゝ人ゆ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

あゆたゝゆる氣ゝ云ゝ世ゆ秘抜等ゆ世乃中の定めゆゝ清

行秋の朝者ゆ清かゝれ行ゝゆ者ゝ高市乃望ゆ蓮ゝ者ゝ

先ゝ三ゝとゝ御れゝ山やのゝくの方ゆ者ゝ又ゝ市の蓮ゝ

ゝゝてゆる拾ゆ人丸の方ハ万葉巻二ゆ巻辛ゆ歌ゝ御れゝ

山ゆのゝくのおゝゝ大きゝ小思ゝ国史ゝ者ゝ又ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

の淡海ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

卜四月八世人ゝ多侯と訳じてあるゝ分り弱れゝ高市の菟といふこと
てあるゝと云説八月ひゝすしたゞ素よ八世の多侯と訳じて多くるしのと
ゝ多くすかゝんれて撰集ゆ八表乃四とりて撰ぜゝ多りめて表の
卜四と撰集よ八月角ゝ多羇旅の部よ入られゝゝ也表の侯八人乃世乃と
物と訳じて云ゝのゝくとかうしとい表明ゝ也四所よりていを夏ゝ記と
べし人ゝるよりていい人の出生世の盛なると云也。明旁よ旁八物と訳八
たちきゝるめへる嘉と云ゝ毛殺伐の氣時八秋也ゝかゝれ訳ゝ毛人乃の侯の
世の表。道表よりていい表侯濃宮よりていい表也ゝゝ侯ゝ侯ゝ侯

同八年三月 任木工權頭 九年 月 日卒云云 古今序に御書所預
云々 作者部類に天慶八年三月 日任木工頭 天慶九年卒
云々 或本に寛平二四朝元服云云 業之八人皇八代孝元天皇の末流紀本
道の孫にて望行の子也 童名と河古之曹と云り 一説童名号内教房は
古文曹 能書人也 云々 或流に紀文躬の子 云々 文躬八六十二代村上天皇乃
御宇の人なりし 能者 能筆なりしかば又の望行なりし
又神像の額書へまして 云々 いのちしよ長せよと一巻賜ると云々
妻嬢姫 しりけうの子 云々 業之も歌人の後和泉式部
ひとせしと也 故に古今集業之の人はいさゝか古今の序の
神歌へまうずるなり 云々 人の部に入しくやどりて侍へくのち
よいとりなれば 書 ゆ 寄の書は古今に百人一首等も乗たれば
云々 業之 紀の氏 人皇六十代醍醐

天皇 延喜四年に勅としけたまりて古今集と撰す 古今撰者乃
是一の人也 又古今撰集乃後に業之一人勅を蒙り 撰集乃 云々
撰集乃 紀氏の撰 云々 今も世に伝り 宮廷婦も近代秀歌
に云 業之 能書 能歌人 云々 詞花集 云々
しかるに 業之 能歌 能書 能筆 云々 流心
きよくるとも かくひとへに 云々 業之 紀の氏乃
歌は 業之 和歌に云 勅撰 歌 云々 北家 少納言 東 云々
伝 歌 書 能 歌 云々 流 云々
けり 拾遺集春 部に入り 詞書に亭子の院乃 宴会 とあり亭の院
云々 人皇五十九代宇多天皇御譲 詞は定省 云々 光孝天皇 三皇子
なり 仁和三年十月に御即位 寛平九年 位を皇太子に譲 和 皇
亭子の院 云々 昌泰二年に陽成院 崩 寛平 位 ノ中

[illegible]の亭子院ハ拾芥抄ニ七条坊門ノ北西ノ洞院西二丁ト云ク今ハ[illegible]

[illegible]花の風よりまさりて薫と添れハ余りけしきの面白さよ花

なりといつるものとすれて實よりこの落うしと共に思ひ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ぬで[illegible]ハ[illegible]花の薫りとおもひ[illegible]

て[illegible]

[illegible]

[illegible]

命ル河内連等ガ祖也　云々又姓氏録ニモ凡河内忌寸額田部湯坐
連同祖　云々額田の祖ハ則天ノ御蔭命也宗祇の説に行氏の孫諶利の
子といへり又或説甲斐少目良尚ノ子ト云云古今序ニ蔭甲斐ノ少目ト云云
後撰の詞書ハ御厨子所ノ預りと侍り厨子所ハ天子の御膳を
りしけつかさどる所也厨ハくりやと訓ずるなり栗ノ字ハくりやの
きこえあるかさしいでく　云々もみづしなどいふ今ト世と
ちがひてもげ物ノ所ノ所よりてつかれ躬恒ハ古今集撰
者の内にて貫之とともにぬ平人也歌仙傳ニ寛平六年二月廿八日
任甲斐權少目延喜七年正月十三日任丹波權少目御厨子所同十一年
正月十三日任和泉權掾　云々作者部類云延喜二十一年正月時日任
淡路權掾　云々淡路ノ掾ニ任せし事後撰集よりこそ後撰第十
五雜一躬恒ノ詞ノ内ノ詞ノ書あらぬのまつりと人の仕ふそのぼりまち

○十八

てきたのうち兼備朝臣の栗田の家をみつる
ひさ種し人ハ見ぬ世にもあれなれたる宿ハ
かくらぬうしつくさり垂朋撥三条大相國撥非違使ノ別当
実房ノ卿二条の帥と二人躬恒實之ガ事ヲ編せられしかくみよ云々
とつくしてあるそハおれ撥ともきき侍ものうさ侍れハ帥
ひとしくはりひて後頼まかさられきれハ後撰ハ侍てこびくうらう
ものきて躬恒とあるつもたるなりひて　云々歌仙傳ニ延長四年大井
川行幸和歌ノ暑ニ所注散位従河内躬恒件日題九讃人六人毎
題各一首但躬恒除寿江立之外毎題獻二首真又劔一首依寄多
不注出
いつくしも長ノ光りハとうくまもるみくしのつよさ　長姫
ナカ後撰集春のとよ入河内ノ厨子所ニ延喜ノ侍所ノ厨子所ニさうくひるこ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

すまゆきつつ夜なりまぐハ未也百首丸抔ゝ人丸の哥ゝ
哥ゝ歌すくれぐゝ三編ゝハいまぐ法ばかり哥まちがてる
ゆつぐくとうてゝ失る丸哥ゝ山ゝ哥ゝ人法とまある哥ハ
古今 哥ゝ丸ゝゝゝやづゝみゝゝの哥ゝ山ゝ哥ゝゆゝ
新拾遺 哥ゝゆゝ歌もたゝる哥ゝ山いけゝとゝハゝしたのまん 哥ゝ法
続集 山ゝゝれハ哥でまぐゆる哥ゝ歌ゝけゝこゝめて立ゝゝゝん 歌ゝ
伝ゝ みゝのゝゝゝゝ裏の坂上是則の哥ゝ奉しゝ合ゝゝゝ述懐の
哥ゝゆゝもゝて撰集ゝ哥の方の何ゝゝて撰集ゝ入ゝゝゝ例ゝゝハ
後撰春のゝゝ入ゝゆゝゝ 裏ハ哥ゝ述懐也いづくゝも哥のひゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ山ゝ哥のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
りゝゝ方ゝゝく哥ゝよみゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ述懐ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

○二十

ゝゝゝゝゝ哥ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

伊勢

右

日野家ノ祖真夏ゝり四代の孫ゝ藤大和守後五位上藤原繊薩
伊勢守也四人の女ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の御息所と云ゝ寛平法皇ゝ仁明親王ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

后澤子よ宮仕への女也

東七条后義澤子ハ仁和四年十月六日入内九月為女御寛平九年七月廿六日

為皇太夫人延喜五年三月出家七年六月崩年三十六昭宣公第三

女ト云云

伊勢ノ家集ニいつ国の御はらとそ大みやすん所　きさき

御ハ為ヨ大和ヨ報りしる人なりけり事とハ七条

后と云りり報りしる人とハ我ノ事ヨ

事ハまへとりわすひしる事ハ弘徽殿入内ヨ伊勢ノ所ノ

つけりるとそ云くかくなりけり則伊勢物語ノ後者也伊勢物語ハ

業平自記ノ歌ありしを伊勢筆を加へ七条ノ后へ奉りし也

紙背ノ紙ニ云ノ後園紅梅東屋ノ平ノ後よりてやくのあひさ二条

東ノ院院そ御ふとりて数所御ノ東屋ハ二条院ノ後園也云

伊勢ハ師ノ家ノ跡なり　ニ伊勢ノ墓ハ摂津ノ国古曽部ニ云所のよし

伊勢寺ニてなり古曽部ハ則摂国ノ四郡也

ニ編ノ山いうふ行ニ年姉ニ

古今　ニの五よ入河書ニよ云仲平新居あひ三りて行りりと知れど

よりふりれハ又ニ大和の守よ行ニりりよりかへりてまりてまみこたか

ましりりと云ニ此仲平朝臣とハ基経ノ二男北地ノ左大臣ニりせし

人ニて伊勢と出ひて密中ニりりり

月よたゝへてみるの山とうたふもいつの年ぞもとゝ今こそうのゝ
ふるの里の雲ゝもとゝりゝ下の白ゆふ雪ぬきさらしいつ
ねんこの八月神平よりまうとゝ行てゝ云泊するよたハゝぐしてゆく人もあり
とゝ行ゝ人ゝと一ねよかの人ようけていとさるゝふ表ふうしゝ下の白ゆふ
ゝして身めるゝ人ゝ行くゝしゝとゝりゝ人ゝ三條ゝ山いふ行ゝんとかゝして
きくゝしゝ色表一通りの袋也表の袋ハ弱めるゝ人もあゝしゝとゝりゝ人ゝ三條の
山いうまゝちゝんゝ和ゝ色飛ゝさるゝゝぶゝと夫ゝとゝりゝひてゝ有ゝげゝさゝ
下ゝ表ふうしゝ表の袋ゝくゝくいうよ行ゝんゝ行ゝまゝしゝきゝでゝとゝりのん
ゆハ行ゝくゝんいうよ行ゝんゝ行ゝまゝしゝきゝて行ゝしゝ行のかひゝ行ゝんと捨ゝるゝ
帳ゝるゝふの切ゝるゝゝり出ゝつゝく出ゝゝる袖也表ゝと行ゝまゝしゝきゝてゝと表の袋
袋ゝゝゝゝよゝゝゝゝれゝゝゝゝ

天平宝字二年六月任因幡守同六年正月任式部少輔同八年正月任
薩摩守神護景雲元年任大宰少貳同四年六月任民部少輔九月
任左中辨兼中務大輔宝亀元年十月叙正六位下同二年十一月叙正
五位上三年二月任式部権大輔五年三月補摂守同九月任左京
大夫六年十一月任左衛門督七年三月任伊勢守八年正月叙従
四位上九年正月叙正四位下十一年二月任参議同九月兼右
大辨天應元年四月兼春宮大夫五月四日任左大辨（大夫如元）八月為左大
辨春宮大夫（先是遭母喪解任是復任）十一月十三日叙従三位延暦元年閏正月坐
氷上河継反事免移京外四月有詔宥罪復参議春宮大夫
同六月以本官出為陸奥出羽按察使鎮守府将軍同二年正
月廿八日論奏署所参議従三位行春宮大夫兼陸奥出羽按察使
鎮守府将軍無幾七月十九日拜中納言（春宮大夫如元）三年二月任侍節

征夷将軍四年八月薨後廿餘日其骸未葬大伴継人竹良等
射殺中納言藤原種継事発覺下獄按驗之事連家持等
由是避除名其息永主等並處流三等家持既未毒しく
[illegible]
継人所長多能射と射教すと云ふ[illegible]古説
[illegible]
中納言従三位大伴宿祢家持薨祖父大納言贈従二位安麿
父大納言従二位旅人家持天平十七年授五位下補宮内
少輔歴任内外宝亀初至従四位下左中弁兼式部員外大輔十一
年拜参議歴左右大弁尋授従三位生氷上川継事免
移京外有詔宥罪復参議春宮大夫以本官出為陸奥按察使
居無幾拜中納言春宮大夫如故死後二十餘日其屍未葬大伴

継人竹良等殺種継事発覺下獄案驗之事連家持等由是
追除名其息永主等並處流罪云々續日本紀の説淡とする
たれり陰奥して覺すること云ふ説なるといふ又大伴氏は天智
天皇の御孫にして大友の皇子の御子多治比王より大伴の姓を賜へ
といふ説あれども大きなる誤なり日本紀神武卷大伴氏之遠
祖曰臣命師大來目督將元戎蹈山啓行乃尋鳥所向仰視而追
之遂達于菟田下縣因号其所至之處曰菟田穿邑于時勅響
曰臣命曰汝忠而且勇加能有導之功是以改汝名爲道臣云
々これは大伴氏は此日臣命の末なり天智帝の御子大友皇子の大友も
きよたつの名也又大友の姓は別に賜る也新撰姓氏錄大友[illegible]國
人日猪奈世之後也云々これは異國人の末也大伴氏と混ずるなし
云々野よりさきくさ妻こもよ此のうちなる人かーーーーー

此の万葉巻八に拾遺集春の部に入れしこれ欲也 歌の字を明也
さきくさ野よ雉子の妻恋聲もて こもりうたふと人よ知らなく
此の歌のうたふと人よ知らなくとあるを拾遺よあるとうとをしてあれ
ふりあるは衆人食と云也西行の歌
もえ出る若草あるとやなり雉子の音妻乃去れあけの
妻恋よとは雌雉を恋て泣るの妻恋なるのかん
こもりうたふとは泣て泣るの妻恋なるのかん
雉子のとよりて下ゆく人の分れをいまーめる歌也 妻恋を色
戀 我身をつーーー思心をなさばよりなるやーーーれども愛ひる
ひのもとてこそ身をつくしなれ声をもとめて常世人よ此のうちの人と人
知られぬ人よりなれ亡ぬ物なれ 特人のうるよりこれ神と為さきよ

かるまゆ四しく人もこそしく色よゆゆしく人ゆゆしとそこのひ男とそ
[illegible]男女の仁といふ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

川哥

万葉十九
板の野よさしとるきすつちしくぬすしもなんこそ妻が

古今
玄の紙の[illegible]

詩経小弁篇曰雉之朝雊尚求其雌云云

山邊赤人　右

赤人の歌仙傳先祖不見書歌仙傳八官位の昇進年月等皆
と記せる書多也赤人の生涯詳ならず[illegible]
垂仁天皇之後也裔孫正六位上山邊宿禰赤人
人也[illegible]
も歌道の秘伝故相傳の内也故小書[illegible]
の変[illegible]
[illegible]
たる八万葉[illegible]
五代の帝至武[illegible]
夫[illegible]播磨國司來目部小楯[illegible]
願勿難言小楯謝曰山官宿所願乃拜山官改賜姓山部

連氏とし名よハ連と行ふ方家より宿禰といふハ日本紀天武紀の十二年十二月より大伴連以下五十氏より宿禰姓と賜ひ名付山部宿禰といふ万葉ハ赤人もとより氏ハ明らかなる人の氏と山部とのこかれ名と古今人名辞書より初て山部と書名辞書より初て山部氏ハ日本紀に見ゆ山邊氏ハ新撰姓氏録に山邊の公和氣の朝臣と同祖垂仁天皇皇子鐸石別命の後也云云

無れハ山部と山邊両姓なるべきと考て其ゝの所に

かれるるいぶり〳〵名ハ後日本紀巻三十八延暦四年五月桓武

帝の詔曰先帝の御名及朕が之諱公私觸犯猶不忍聞自今

以後宜並改避於是改姓自髪部為真髪部山部為山

部云云

光仁天皇と神の白璧王といひ桓武と山部の王とかくも

なりて昭らかしい山部と山べとをつゞ〳〵諱のかゝと避る

○二十六

事淳和天皇の御諱大伴なるよりも大伴氏とも伴といひ又後漢流

の流れいまる邦に成れハ注史のごとく邦人と行るとなたとあり

かゝるなるべしかゝる事也素より古今の長名辞書に山部と

書れるを山部と書ハ桓武の御諱よりなり又中ごろの人丸

より以ゝ赤人の歌と寄ゝんとしてで邦とかきなれ

るれ赤人の歌を所の名よりなるべきなり日本紀姓氏録

等を引く要しくなるべし大和の歌ハ地名と云ひ乃あ

るり山をとゝ云ひ乃りをこも山をの赤人作れしと所ゝ

いつり一人の赤人かくの山をよ作ゝ山べとかゝ

世りて山をとゝ人云ハれハ所の名よりて赤人作ゝ

とゝ又ハ廣と建ゝ人ゝ婚者ゝ人の後世よりかゝ

ゝとゝたり或祝ニ古今集の秘訣として人丸赤人と一人

なて二名也と云り柿本人丸八文武天皇の御宮仕と花せる
罷ようりて羅官せられと徳の山の郡へ流されり文武天皇
御代に万葉集を撰しめひらる時和歌の門者おしいなかるる
と勅ありしを右大臣諸兄公のいとく文武天皇の御時柿本人麿
と云人和歌の長者なりけるとしを絶されり判者よりさた
なるべやとありしを人丸を召帰し柿本
の門と変て流れ出しを山辺の赤人と姓名
とあらそ先るせく万葉の判者を定失なりしとすると云れい
人丸ハ三ヶ所の名和人ハ後の名古今の秘説なりと云説大
きふ可なり作者すふ歌人丸赤人一人小く二名
なる事又柿本人丸流されり山の郡へ流されり
御授ふ人丸聖武の御時まく存命せるる事也

文武の御代に死すると云説ハ誤なり
弘法寺又万葉を勅撰なりしむりしを
解脱の義葉の抱釋よ持ハ撰なるる説授とす
てくしくなるせり事なるきよりく器を志ふ
聖武の御代勅撰なる変しかるし又柿本と山辺と別
の人形る事なるとしくなる事り人丸赤人の事い
ある深秘あるるり志の御をあしくうなくらづく一人二
名なるかの御説とはなりり出さるとなる事り人丸赤人
の人なる事変せり古今の序よ云山辺の赤人とよ
人あるとなり奇よあやしく思ふ人丸を赤人がかふ
さん事なる赤人を人丸がもふんとなる
ありなる説と云

或抄に云 赤人を人丸と云 文

[illegible]
類書纂要巻之四漢陳元方之子陳群與季方之子陳忠爭
論父功德問于祖陳寔寔曰元方難其兄季方難其弟言兄
難両皆賢也
[illegible]
以歌万葉集六古今の序に小注又続古今雜中にも入まり万葉集
神亀元年甲子冬十月五日幸于紀伊国時山部宿禰赤人作歌一首
并短歌とあると其長歌
やすみしし　わが大君の　とこしへに　夏と冬とを　[illegible]
[illegible]
[illegible]

海此間最好不勝遠行足以遊覧故改弱濱名為明光浦宜
置守戸勿令荒穢春秋二時差遣官人奠祭玉津嶋之神
明光浦之霊云云行幸のとき市人右の形成泊せしとかや
きり手乃浦を明なり和歌乃浦へ漕みちゝ八潮干しゝ鶴を
夢辺とうたへる也 和こうとゝ云事九く
潟ハ女潟男潟とてなり此浦ハ男潟ごとり中ゆへと
片男潟と云ゝも云又題して潟をたてるものゝ潮れ
潟をたてゝ云ゝ也ゆへ歌ゝ云ゝ
ゝ潟のゝちよりまるでうゝ
此等ハ古ゝ歌ゝ
て干潟乃ゝきと云かゝとのゝとハ潮干の義也
ゝみを無なり則此万葉ゝ潮手無義と書り又万葉十二ノ九

乃夕ゝ乃ゝ
と人ゝをゝ乃ゝめ潮ゝ人ゝ
ゝ乃ゝ潮ハ
潟無乃義也又九て手ゝ
なり和歌ゝ乃ゝ和歌の
ゝ人ゝ
云字ゝ
書ゝ又乃潟ゝ
度なりゝ
ゝ此手と出せり万葉十二ノ九

○二十九

海角乃潟ゝを浦ゝ
ゝ乃ゝ潮ハ
ゝ潟ハ
ゝ潟ハ
ゝ潟

在原業平朝臣　左

業平八五十一代平城天皇人阿保親王の子男母八伊登内親王也三代實録業平者故四品阿保親王第五之子正三位行中納言行平之弟也阿保親王聖武天皇第伊登内親王生業平ヲ云々

のゝ八伊登内親王の誤なれ共業平八文十三代淳和天皇人天長二年より

朝臣年月日任左近將監兼和十四年正月補藏人嘉祥二年正月十日從五位下貞觀四年正月七日從五位上五年二月十日左兵衛權佐六年三月八日右近少將七年三月九日右馬權頭十一年正月七日正五位下十五年正月七日從四位下元慶元年正月十五日左近權中將十月廿一日從四位上一年正月十一日

相模權守三年十月藏人頭四年正月十一日美濃權守同廿五月廿八日

平　歌仙傳兼和十四年正月日補藏人同年任左近衛將監嘉祥三年正月七日叙從五位下貞觀四年正月七日叙從五位上五年二月任左兵衛權佐六年三月任右近衛權少將七年三月任右馬頭十一年正月七日叙正五位下十五年正月七日叙從四位下十九年正月任右近衛權中將元慶元年十一月廿一日叙從四位上二年正月兼相模守三年十月補藏人頭四年正月廿八日平ス五十六云云右文書大風小墨ヲ叙在原氏ノ事八淳和天皇ノ天長二年より阿保親王嘉祥ヲ獻リテ在原ノ朝臣の姓と賜ふ業平八在原ノ五男なれ共在五中將と云ふ業平ハ家を長明無名抄に云ふ

ノ御子之家ハ藤門ヨリ

みるとう金ヨリ弟ニ成ル者ハ

くまでゆかりきはすぐもつまも仏ぞちまきはくつかものて
ゆかりなくといつぐろの人おもてもさようのちよまいろくしらはやく
小きばりすーてなし」ゆかりしまばしーみるまろくかしもや
つひるりてまくしくよ古代の歌ことてゆかりき　こし　菩提寺八大和
山原とゆかりあるよ今よ像るど語りゆかる　西蓮寺より
後ゆかりあるる

かくてうりてのなくうりてもゆかりの首はあくとろるもの

院慈章字七歳　吉野和尚

月をめぐ彩紙をゆ光しゆへのやさしき人ゆくるあ里ゆ
とうしのひろるを思りしの往ことて　こし　光義人業平の社へ
業平をいとひしくとゆ光るゆ弁りり　世後服　如義の岩手橋平
西社のまゆへ神祇拾遺　住吉和歌之両神也　業平実方書　二行

件二社ヲ祈ル和歌之秀ヲ兵遂家風成　譽溢海内之故世人称
為両神化現ト云云　世後たもあるるる也　古今序ゆ業平
業平ハそのつあまりて詞すくなくして自然
おもしろきがごとし云云　光業平の歌を詞たくみにして
つよくして業平ハ天性甚豊なる人ゆ人詞をいたくな
ゆあるるねど余りに心の情深く深きゆ人ゆ深きゆより
人くへ詞がひくしめと業平の心情深きゆ
て古今序ゆ書ゆかく書るる也

世中ゆたえて花ゆなりて世後ゆ長ゆのどかゆ
世ゆ古今春ゆ入又古作紀也　ゆ古今詞書ゆ清
ゆしゆて橋とゆくゆ流ゆ河内国交野郡ゆ
内ゆ交野ゆ天川の流ゆ　歌流の流ゆ

いふ流も源氏より行ひしの流と云も家の業の以流の
後世寺とする所の元流法親王寺とて自也古へは此流より稽古
さあるもしるし文徳天皇貴一の皇子惟喬親王山崎の別業
ふまいくて世変りて稽しき業を傳授まうりて世流を
稽古ひし事とも多くなりぬ伊勢物語に委しく云往日花の下の
なりうせバとさうぶしバとありうせハれる何やすらふ宮の
歌人の中を云事ハ川ら花が落ると結ぶ花ぶけバそぐろよあ
くがれ窓するなども面といふ所ハ況を思ひやり都ぐるみもなれハ
人といひ思ひ物を思ひ物ハ考ひ思ひ出ひ思ひ物ハ
面とまとすらるの切なるうりかくもしよん結なやまして
しもと面白稽古ふものが世の中に絶く無なるバ其のうちハ
其家かうとなりかまとなりかまとハ如ろ中に云河之下の句を乃ふと

世を捨人の云乃ふ也我身を人のふとのみを思ハ行ひ業平乃
ふ一いのりよ花と思しん結ぶまもる中へ我ふ人ふ
思ふく世をの人ぐ結と押さうて花ぐるきなるバ人の心乃のど
うふあるべきよ花中人のどうるあと世を世りひやうとも也
ふ文字を世乃中と出し部が中いそびして其ふ所と又
るあて世をの人ぐ結けて いつる事を稽古かゝくよ世を
をかりひやうハ行中へ今れバ業平の心よりうく稽よ思しうる想
流かく花がうきなるバ其乃中を其家けかくんよりとを花を
稽て業ひとうあるよ中世ぐもたるよりうぐさえて稽乃部
つ世ぐとねひとれバとて花が今さく無くなる思きよりうぐ
を稽まぐき事紙初りてかくふ乃ふ西稽花と思し
枕花しいつる事まて花と捨ふ世乃ふんらうく味を題

[illegible]

新拾遺 [illegible] 朝忠

[illegible] 如願法師

僧正遍昭　　右

遍昭ハ俗名良岑ノ宗貞ト云人皇五十代桓武天皇ノ孫ニテ正三位
大納言良岑ノ安世ノ子也良岑ノ姓ハ新撰姓氏錄ニ云良峯ノ朝臣
從四位下良岑ノ朝臣安世是皇統彌照天皇諡桓武御宇也從
七位下百濟宿禰之繼爲孀而供奉所生也延曆二十一年十二月
二十七日特賜姓良岑ノ朝臣貫於右京ニ云宗貞官位の事大和
四年勘物 兼和十一年正月藏人ニ九十二年正月七日從五位下

○三十三

十一日任右兵衛佐十三年倫前介同日在説作左少將嘉祥二年 二月蔵
人頭三十四 三年正月七日從五位上云云五十四代仁明天皇ノ寵臣也
是ハ世ノ人也故ニ仁明帝崩御ヲ悲シミ出家也ハ和
歌帝カきりなく悲ミたまひけるとぞ
[illegible]
以良ノ僧正ノ歌ヲ[illegible]
仁明帝也御在位十七年ニテ嘉祥三年三月十一日清涼殿ニ崩
[illegible]年 四十一 山槐國紀[illegible]ノ山陵ニ葬リ奉ル歌 仙傳
嘉祥三年三月十一日帝崩ス庚子定御葬諸司爲裝束司
丙午出家ス爲僧先皇ノ寵臣也先皇崩後哀慕無已云云元亨
釈書登叡山薙髮於慈恵之室學亘台密元慶三年爲
僧正仁和帝重昭德望二年賜封百戸又爲元慶寺ノ坐主

寛平二年正月十九日化云歌仙傳日元慶三年任權僧正
天台宗年仁和元年十月廿三日轉任僧正十二月十八日於仁壽殿
六十三
給七十の賀ヲ太政大臣左右大臣預真座寛平二年正月十日
卒時年七十六千時為元慶寺座主故号花山僧正中興祖類
畧説云僧正遍昭仁和二年三月十四日給食色百戸聽加馬輦
出入宮門云云日本僧正始ハ三十四代推古天皇三十二年夏四月百濟
入觀朝始めて僧正とすりて法勝とせらさ給ふ是始めなり
後ハ僧ハ官ハ僧ハ事を正すと云の四人又元慶寺ハ
花山ゆ山ゆ場成院ハ元慶四年に草創ありし寺なりけり
座主として遍昭法師ハ東之濱花山の法皇ハ寺ゆ山ゆ
所出家ありし事遍昭寂せし年のゆ大和物語の事也
七十二にて卒せるとあり元亨釋書ハ七十四歳とあり行遍僧の

事大和物語ハ遍昭の歌集なりしに其しく又くらり故に異に古今の
序に僧正遍昭ハ歌のさまハ上手にまことにかなしきたとへ
ばいはゞ絵にかきたる美人の美しくはあれども心なきに
見遍昭とそしるなり中ゆれども古ゆ人ゆ所ゆ
何よ事ゆ人ゆ名ゆ行ゆれ物ゆ歌ゆ人ゆ世ゆ人ゆ
ど古歌の事一よりも定家卿ハ後鳥羽院ハ御事にて古今の
序論せる古人にて僧正遍昭とゞまるべしとゆ行ひるよ流ま
ことゆ人ゆとゆ作ゆれ物ゆ人ゆ世ゆ人ゆ
ねくゆ人ゆ世ゆ人ゆ世ゆ人ゆ世ゆ人ゆ世ゆ人ゆ
ゆ人ゆ世ゆ人ゆ世ゆ人ゆ世ゆ人ゆ世ゆ人ゆ
後撰集雜三に入り和書ハ
とのゝかきつけ侍る所に源氏物語の

かゝれ給へりしてうそうこん無とそんもうえんごとくかのし給へる
ゆゑなるべしてうるひるなれはうふまつりし。なごりなりしん
無ゆもまことらしてはうそうこんゆゑもうせひとえ
のがりとかしらはうしゆりし物もさんげよ杉やあしらの素八つて
やかりてんうし源義朝帝へ仕明帝の四事也。うとうしむ世とえ
んもうえんごとくなりしと帝はあ無の屋きと奥ひ二君にたりてび
道無をしるの御りしをごとき義也中しちねとの又無たらうとえ
須之清盛裏殺物。又とバさうしちを無とバたうちめしてたり
ゝうはごもいつまとも中うしちねとうこ行り世たうちねハとうごて
杉やの名ゆれバ又とも無ゆしいそたじまとごのし立きうちる
無乳と書り ゆれとてしもとへかゞ行りてうしも八御宝之
むごゆしゝ燭明物。むごむうるうしうごけふり式八やしうしはゞ

四或ゝ悪婆ともつゞけ物えり恐してうきゝといゝむとそてよ
しゝ道むごむうゝむゆゞむなゞうくうゆる出同一級ゝる
と高揚式義経ゆるむ義ゝ物ゞむゞむと之り天德
寺合ゝ中務寺ゝむゞむれしうゝ人者ゞふ正しくハゝゞ杉りよ
人と人ゝ天皇げやとゝうゝるとうとバぬゞむとゝうと書りや
まてりと奏しきれゞけりやまちあゝんはいうゞうと物ゞうれて
四寺頁ゝなりうゆ先ゝ義朝ゞ或ゝ負てかくゞ行りゝ万歩ゝ六
うゞむむゞむゆゞむゞもよ無しゝて書ゝれゝゆゝもはゞけゝる
かゝもしゝえうゝ中務ゝうゆあやゝうゝよけゝうゝゞうゝ義経ゆるむゝう
ゝゆるゞうゝうゝむしゝゆの義ゝとバゝえゝゝものなれバゝうゝうゝべし。伊勢
ゞゆゝよハゝゝとゝゝゞる道ゝゝ義ゝゆゝまゞゝゝしゝゆるむよゞふゆゝと
えゝゝゆバゝとゝゝゆる無ゝ人ゆゆえゞしゝ神中物ゝ言葉ゝゞゞむと極く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

比隈波都登理年那美流登波婆下畧又は波流ありあま沼
河比賣れ歌うゝ中の河よ比賀迦久良婆奴婆多麻能用波伊
傳那年下畧ひがかくばは月ゝ洗れいこ故よぬばたまの黒とうけ
うり右の歌八古事紀よりの引れ神代うりの河とて敏達の朝の
乃河ゝあらべ万葉巻十五

ぬばたまれ妹がかゝとぐあくまとう敏とぬれていふせ

毛和くゝはぐけどして妹とづけつぬばたまの白さみけしとゝひ
ぬばたまれ妹とゝひ皆くゝ

〇三十七

きりの河ゝしがそれくゝひて万葉巻十よ第ゝ十ゝゝ黒髪など
のゝてづけ月ひるの河べしと古ゝ河ゝ新と今ゝ人能ゝ
今ゝ人世白さゝ又八時ゝ

ぬばたまれ皆くゝ

きくべし　奇ゝ八我ゝ河ゝ

ちねの紅井よかさゝ

ゝ

ゝ

ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出家して大和石上良因院に住す 袋草紙 素性八住石の上良
因院に仍て寛平法皇宮瀧遊覽の間号之良因朝臣と而 此
[illegible] 素性八良因院に住れしかとも此院に文字
をしらしとて俗名につけの字ひらかなの書はじめしもの
歟 寛平御時任律師 云云 八雲抄に素性八奇に親とそ
めて歌人人多し入りし
又後世に柳橋とこそまをせ都にて長の橋なりける
古今春上に入道書に花ちるよ雪をえやりてあるこそ奇
なる雪の名なるべし都のうちにしれば柳いみじ
くもの名をしめよ吹みだれ柳と詠しけ
るこしくとも先也帝都の柳橋にたひらきたし
けり河内人麻呂とはいつくにか侍 [illegible]

柳橋とうたふる歌あり歌はしたこと
をしらねとて柳橋うさまをせるかさふこそきこえけれ
都の名はかりしきにはりひやりて歌に長の橋なりけること
帝都の名をあらはす也河内人麻呂の歌にやりてしけるはかの柳丸をや
けりけくしとうたはれて人麻呂の歌とうたはれけ
帝都山里に長く侍山里に長うれしくとうたはれ
侍りけるとて歌の名はかりしきはさこそあるとやはの
都にてうたふる歌とをしやりてうたふる歌人伯中に花のみ
うちまこけうたふ山里の人とうたふる事歌にうたふ
まをせるに橋雜と書かとこと五音相通して同じきこと歌集
[illegible] 侍 [illegible] 侍
こさるかきうれ同家也 京の院の弁命

文をさる長日乃殿人のはしとゝ花ゑてそてそてうもとときもぎはて
りろこしの海といふに長恨歌をかく西方の詩を御はらう
へ 後拾遺集

歌仙二こ集抄上終